

# ●第5章 避難と受入れ

## 第1節 避難勧告等【庶務班、情報班】

風水害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、区民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ、要援護者の避難支援対策を充実・強化する必要があります。このため、避難勧告等、住民に対して避難を呼びかけるとともに、要援護者等、避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備・高齢者等避難開始を伝達します。

また、夜間や大雨等により既に浸水が始まっており、足元が見えない等の状況の場合や、竜巻のように、災害の性質や発災時の状況によっては、あらかじめ指定した避難場所等の屋外に避難することによって危険が及ぶおそれがあることから、状況に応じて自宅等の2階や近隣の建物の2階以上に避難して身の安全を確保する「屋内での待避その他屋内における避難のための安全確保に関する措置（以下「屋内での安全確保措置」という。）」をとるよう指示します。

### 第1 避難勧告等の区分

次のとおりです。

| 区 分           | 発令時の状況  | 住民に求める行動   |
|---------------|---|--|
| 避難準備・高齢者等避難開始 | 要援護者等、避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況  | <ul style="list-style-type: none"> <li>要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、あらかじめ指定した避難場所等への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始）</li> <li>上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始</li> </ul> |
| 避難勧告          | 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況  | 通常の避難行動ができる者は、あらかじめ指定した避難場所等への避難行動を開始  |
| 避難指示（緊急）      | <ul style="list-style-type: none"> <li>前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</li> <li>堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了</li> <li>未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動</li> </ul>            |

## 第2 避難勧告等の発令及び実施【庶務班】

避難勧告等は、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」に基づき、次のとおり、区長名で行います。ただし、複数の区にまたがる場合は市長名で行います。

避難勧告等を発令する場合には、事前に総務局危機管理室との連絡を密にし、継続的な協議を実施します。

### 1 避難準備・高齢者等避難開始

区本部長は、避難のために立退き準備を促すため、災害が発生するおそれがある場合等において必要と認める地域の住民等に対し、避難準備・高齢者等避難開始を発令します。発令の際には、避難行動に時間を要する要援護者等に対して立ち退き避難を促すとともに、その他の人は避難の準備を整え、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することを促します。

### 2 避難勧告・指示（緊急）

区本部長は、災害のおそれがある場合等において特に必要と認める地域の住民等に対し、避難行動をとらせる必要が生じた場合に避難行動が必要な地域を示して発令する。

避難勧告・指示（緊急）の発令時には、指定緊急避難場所等への避難とともに、外が危険な場合には、近隣の安全な場所への避難や屋内安全確保<sup>\*</sup>をとることを併せて伝達します。

<sup>\*</sup>屋内安全確保

#### ① 建物の2階以上などへの避難（垂直避難）

屋内の2階以上の安全を確保できる高さへの移動

#### ② 建物内の安全な場所で待避

夜間や危険が差し迫っている場合など、屋外へ避難するとかえって命に危険を及ぼしかねない場合は、崖の反対側など建物内のより安全な場所で待避します。

### 3 避難勧告等の実施

避難勧告等の実施は、避難を必要とする現地の状況に応じて、区役所職員、消防署員等が行うものとし、警察署等の防災関係機関の協力を得て、人命の安全確保を最優先に実施します。

## 第3 避難勧告等の伝達及び避難誘導【庶務班】

(1) 区本部長及び消防地区本部長は、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」に基づき、市・区ホームページ、Twitter・ファクシミリ・町内会長への個別電話連絡（緊急時情報一斉伝達システム）、緊急速報メール、yahoo!防災速報、車両による対象区域内の巡回広報等により避難勧告等を伝達し、町の防災組織等の協力を得て避難誘導を行います。

(2) 聴覚障害者への伝達

区本部長は事前登録している聴覚障害者に対し、災害時緊急情報をファクシミリにより配信します。

## 第4 避難・誘導方策【避難者・駅対応班】

区本部長は、消防、警察、自治会町内会（拠点運営委員）及び関係機関の協力を得て、住民が安全かつ迅速に避難できるよう、組織的な避難誘導に努めます。

また、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の自力避難が困難な要援護者については、関係施設の管理者のほか、自主防災組織、近隣居住者の協力も得て、迅速かつ適切な避難誘導に努めます。

## 第5 避難勧告等の解除【庶務班】

区本部長は、避難勧告等を解除した場合は、直ちにその旨を公示するとともに、市・区ホームページ、Twitter・ファクシミリ・町内会長への個別電話連絡（緊急時情報一斉伝達システム）、緊急速報メール、yahoo! 防災速報、車両による対象区域内の巡回広報等により、その旨を伝達します。

## 第6 報告等【庶務班】

### 1 区本部長が避難勧告等を発令した場合

区本部長は、避難勧告等を発令したときは、次の報告事項を無線ファクシミリ又はホットライン等により速やかに報告します。

なお、避難情報の報告にあたっては、迅速性が必要なことから、次の報告事項のうち、明らかにになった事項から報告し、順次、情報を追加します。

|      |   |
|------|---|
| 報告事項 | 1 避難勧告等の発令日時<br>2 避難の対象地域<br>3 避難対象世帯数及び人員数<br>4 収容対象施設（学校名、所在地等）<br>5 その他必要な事項 |
|------|---|

### 2 関係機関等への連絡

区本部長は、所轄警察署に対し、その内容を通報します。

### 3 各避難場所の活動報告

区本部長は、開設した避難場所での活動を、市本部長の指示に基づいて報告します。

## 第2節 警戒区域の設定及び立ち退き【庶務班】

区本部長は、災害対策基本法第63条に基づき、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、区民等の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、もしくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができます。

## 第3節 避難場所の開設【避難場所担当】

### 第1 避難場所

風水害が発生し、又は発生するおそれがあり、地域住民に対して避難勧告等が発令された場合の避難施設は、原則として、指定緊急避難場所に指定された小中学校や公共施設等の避難場所とします。また、大型台風等の襲来が予想される場合は前日から開設する避難場所を検討します。

なお、福祉避難所については、当該地域の要援護者情報等を勘案し、開設を検討します。

- (1) 指定緊急避難場所（小中学校）
- (2) 災害時の協定により開設する避難場所等
- (3) その他の公共施設
- (4) 自治会館・町内会館

※ 危険な区域（土砂災害警戒区域・洪水浸水想定区域等）に住んでいない人や危険な区域に住んでいても建物が丈夫で2階以上に避難できる人は自宅や近隣建物の2階以上に避難します。

## 第2 避難場所の受入体制

区本部長は、避難勧告等を発令し、避難場所の開設を指示した場合には、職員を派遣し、受け入れに必要な措置を講じるとともに、避難場所の施設管理者及び拠点委員長や町の防災組織に連絡します。

なお、必要と認めるときは、指定緊急避難場所以外の避難場所について、施設管理者等の同意のうえ避難場所として利用することができるものとします。

## 第3 指定管理者等が管理する公の施設に対する対応

指定管理者等が管理する公の施設が、防災計画で「避難場所」等の災害時の使用目的が指定されている場合は、避難者の受け入れ等災害時の体制について、区警戒本部等の関係機関との連絡体制、災害時における施設利用等について、所管区局と協議の上、十分な対応を図るものとします。

また、横浜市の防災計画では、防災計画上の位置付けがない施設であっても、災害の状況によっては、随時各施設に協力を求める可能性があり、指定管理に関する協定の規定に従い、各指定管理者はそれに協力する義務を負うものと定められています。

## 第4 避難人員等の掌握

区本部長は、避難場所における避難人員、傷病者の有無、その他必要な事項の確認を行い、その状況を市本部長に報告します。

# 第4節 被災者の受入れ

災害により被害を受け、自己の居住場所を失った者を一時的に受け入れる必要がある場合は、次により指定避難所（地域防災拠点）及びその他の公共施設へ受け入れます。

## 第1 被災者の受入れ【庶務班】

### 1 受入れ対象者

指定避難所、その他の公共施設への受入対象者は、住家が被害を受け、日常生活を営む場所を失った者としてします。

### 2 受入割当て

区本部長は、受入れにあたって、被災者の居住地域を勘案して適切な受入割当てを行います。

### 3 受入期間

応急受入施設への受入期間は、避難者の罹災前の住居を復旧、新築する等して住宅を確保することができるまでの間又は応急仮設住宅へ入居できるまでの間とします。この場合、学校等に関

しては、教育の実施に支障のない範囲及び期間とします。また、その他の公共施設についても、可能な限り早期に施設利用を再開できるよう配慮します。

## **第2 応急受入施設の維持管理【物資・輸送班、資源循環局鶴見事務所地区隊、水道局鶴見水道事務所地区隊】**

区本部長は、避難者への生活必需物資の供与等について配慮するとともに、炊事施設の整備、し尿、ごみ処理等受入施設の維持管理について関係局長との総合的な連絡調整にあたります。

区本部長は、し尿、ごみ処理については資源循環局鶴見事務所、給水については水道局鶴見水道事務所、要援護者対策については健康福祉局長、外国人対策については国際局長に協力を要請します。

## **第3 報告等**

区本部長は、受入施設の開設時期、避難受入世帯・人員、避難者の状況、救援物資等の供給状況等について市本部長に報告します。

# **第5節 避難場所の運営【避難場所担当】**

## **第1 運営の主体**

受入体制の構築に引き続き、職員を主体として運営しますが、避難場所の施設管理者及び町の防災組織にも協力を依頼します。

## **第2 物資の提供及び供給**

区本部長は、避難勧告等によって避難した区民に対し、区内の防災備蓄庫の物資を活用するなど、必要に応じて避難生活等に必要な給食、寝具等の提供を行います。また、区本部長は防災備蓄物資に不足が生じた場合には、総務局長に対し、方面別備蓄庫の物資の使用を要請します。

## **第3 配慮事項**

避難場所の運営に際しては、高齢者や乳幼児がいる家庭、妊婦等に配慮した女性専用スペース及び要援護者の男女別々のスペースを確保します。また、ショックやストレスにより妊娠中の女性は切迫早産等の危険度が高まることから、一般の被災者とは別に休息できるスペースを確保します。

## **第4 感染症対策**

市内に感染症が流行している時は、風水害時避難場所運営マニュアル等を活用し、避難場所の感染症対策に努めます。

## **第5 ペット対策**

ペット同行避難については、日頃からの啓発とともに、指定緊急避難場所（小中学校）におけるペットの一時避難場所などルール作り等を進めます。

## 第6節 帰宅困難者対策【避難者・駅対応班】

鉄道機関の運行停止等により、主要駅を中心に多くの滞留者や帰宅困難者の発生などの混乱が予測されることから、鉄道事業者や帰宅困難者一時滞在施設の協定を締結した事業者等と連携・協力し、帰宅困難者及び徒歩帰宅者の支援を行うなどの混乱防止対策を実施します。

### 第1 帰宅困難者の避難誘導

区本部長は、主要駅等における混乱を防止するため、避難者・駅対応班を派遣し滞留者や帰宅困難者の状況等を把握するとともに、鉄道事業者や帰宅困難者一時滞在施設の協定を締結した事業者と連携・協力し避難誘導等を実施します。

### 第2 一時滞在施設等の開設・運営

#### 1 開設時期

鉄道が長期にわたり運行停止になる場合で、市・区災害対策本部のいずれから要請があったときに、電話やファクシミリ、「帰宅困難者一時滞在施設検索システム『一時滞在NAVI』」等を利用して、区内の一時滞在施設の開設状況や運営状況等を把握し、必要な支援を実施します。

なお、連絡が取れない一時滞在施設については、補充的避難所と同様に、自転車・バイク等を活用した巡回により情報を収集し、必要な措置を要請します。

#### 2 開設要請

開設時期の決定に基づき、一時滞在施設の管理者に対して、施設の開設・運営を区災害対策本部から要請し、可能な範囲でトイレ、水道水、災害関連情報の提供等についても依頼します。

なお、事前に指定された一時滞在施設以外にも、災害発生時に任意に提供された避難スペースについても、可能な限り情報の把握に努め、同様の支援を実施します。

## 第7節 物資の供給【物資・輸送班】

区本部長は、「横浜市災害救助物資備蓄要綱」に基づき、被災者に対して、本市の備蓄する物資を供給します。

### 第1 供給方法

- (1) 区本部長は、地域防災拠点、区役所等で備蓄している物資を被災者に供給します。
- (2) 区役所で管理する備蓄物資が不足するときは、市本部物資チームに、物資の供給を要請します。
- (3) 市本部長は、区本部の要請に基づき、本市が備蓄する方面別備蓄庫等の物資を地域防災拠点等に供給するよう基幹物流業者に依頼します。

### 第2 備蓄物資で不足する場合の食料の調達

区本部長は、本市の備蓄する物資が不足したとき、又は不足のおそれがあると認められるときは、横浜市災害時物資受入・配分マニュアルに基づき食料を調達します。

- 1 区本部長は、被災者数を集計し、必要な物資の品目及び数量を把握します。
- 2 区本部長は、備蓄物資による供給が不足する場合は、市本部に調達を要請します。

### 3 区本部の補完的調達

- (1) 「食料・物資の確保に関する協定」を締結している区内の小売業者から調達します。
- (2) 区本部は、市本部による供給を補完するため、区内に店舗を有する大規模小売業者（大手スーパー等）から、市が締結した協定に基づき店頭在庫を優先的に調達します。